

# 納付は期限内に

市が実施しているさまざまな行政サービスは、皆さんからの納付の積み重ねによって成り立っています。やむを得ない事情で納付に困ったときは、担当課に相談しましょう。

## 期限内に納付しましょう

市税や保険料などの納付金は、期限内の自主納付が原則です。督促状の発送日から10日を経過しても納付がない場合は、財産の差し押さえなどの対象になります。借金の返済などがあつて

も納付できない理由にはなりません。期限を守って計画的に納めましょう。

## 納付に困ったときは相談を

病気や失業、災害、生活困窮などのやむを得ない事情で、期限内の納付が困難になった場合は、納付計画などの相談に応じています。早めに担当課に問い合わせてください。借金の返済などで困っている人は、旭市消費生活センターに相談してください。

## 納付は便利な口座振替で

市では口座振替による納付を原則としています。納付書で納めている人は、便利で納め忘れない口座振替に切り替えましょう。



## 【問い合わせ一覧】

納付金など	問い合わせ先
市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税など)、国民健康保険税	税務課収税班 (☎62-5322)
上下水道料金(水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料)	旭市上下水道お客様センター (☎63-8881)
介護保険料	高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)
後期高齢者医療保険料	保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)
市営住宅・雇用促進住宅使用料、駐車場使用料	都市整備課建築住宅班 (☎62-5895)
保育料、保育所等給食費	子育て支援課保育班 (☎62-5313)
学校給食費	第一学校給食センター (☎62-0366) 第二学校給食センター (☎55-2246)
放課後児童クラブ受託料	教育総務課指導班 (☎85-8634)
借金の返済などに関する相談	旭市消費生活センター (☎62-8019) ※午前9時～午後4時。

## 国民年金基金

# 国民年金にゆとりをプラス

国民年金基金は、自営業などの人がゆとりある老後を過ごすことができるように、国民年金に上乗せの給付を行う制度です。

### 対象

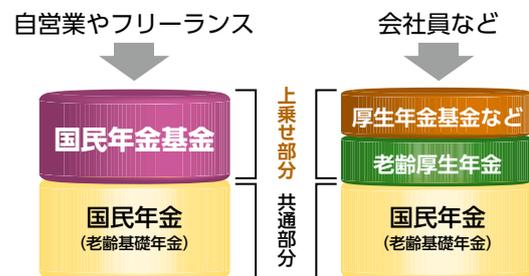
次のいずれかに該当する人

- 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者で、保険料を納めている
  - 60歳以上65歳未満の人や海外に居住している人で、国民年金に任意加入して保険料を納めている
- ※国民年金保険料の免除や猶予などを受けている人、農業者年金や付加年金に加入している人は対象外。

### 制度のしくみ

- 掛け金は加入時の年齢や性別で決まります。1口から加入でき、1か月の掛け金が68,000円以内なら何口でも加入できます。
- 受け取る年金の月額、35歳までに加入した人で、1口目は2万円、2口目以降は1口当たり1万円です。

### 上乗せ給付の仕組み



- 掛け金は、全額「社会保険料控除」の対象になります。
- 資料は、右のQRコードから請求できます。



### 申し込み・問い合わせ先

全国国民年金基金首都圏支部(☎0120-65-4192)